

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 3 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 3 年 1 月 12 日 専決

羽曳野市長 山入端 創

記

処 分 事 項

令和 2 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 2 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 14 号）

令和2年度 羽曳野市一般会計補正予算（第14号）

令和2年度羽曳野市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,651,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和3年1月12日 専決

羽曳野市長 山入端 創

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	22,688,436	62,300	22,750,736
	2 国庫補助金	14,455,527	62,300	14,517,827
	歳入合計	59,589,471	62,300	59,651,771

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	衛生費	2,765,033	62,300	2,827,333
	1 保健衛生費	1,035,606	62,300	1,097,906
	歳出合計	59,589,471	62,300	59,651,771

第 2 表 繰 越

款	項
4. 衛 生 費	1. 保 健 衛 生 費

明 許 費

事 業 名	金 額
新型コロナウイルスワクチン接種事業	61,000 千円

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 衛生費	2,765,033	62,300	2,827,333
歳 出 合 計	59,589,471	62,300	59,651,771

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
62,300			0
62,300	0	0	0

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金 62,300千円
 2 項 国庫補助金 62,300千円

目	補正前の額	補 正 額	計
5 衛生費国庫補助金	千円 6,405	千円 62,300	千円 68,705
計	14,455,527	62,300	14,517,827

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費補助金	千円 62,300	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 千円 62,300

3 歳 出

4 款 衛生費

62,300千円

1 項 保健衛生費

62,300千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 予防費	千円 652,199	千円 62,300	千円 714,499	千円 62,300	千円	千円	千円
計	1,035,606	62,300	1,097,906	62,300	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	千円 11,000	印刷製本費 千円 11,000
13 委託料	51,300	システム改修委託料 コールセンター設置運営委託料